

平成30年度香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第10号）第2条の規定に基づき、平成30年度の香川県広域水道企業団の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和元年9月30日

香川県広域水道企業団企業長 浜田 恵造

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

平成30年度において、香川県広域水道企業団の職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、職員の採用や退職などの任免については、派遣元団体で行っています。

香川県広域水道企業団職員定数条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第4号）に定める定員は、529人となっています。

2 職員数

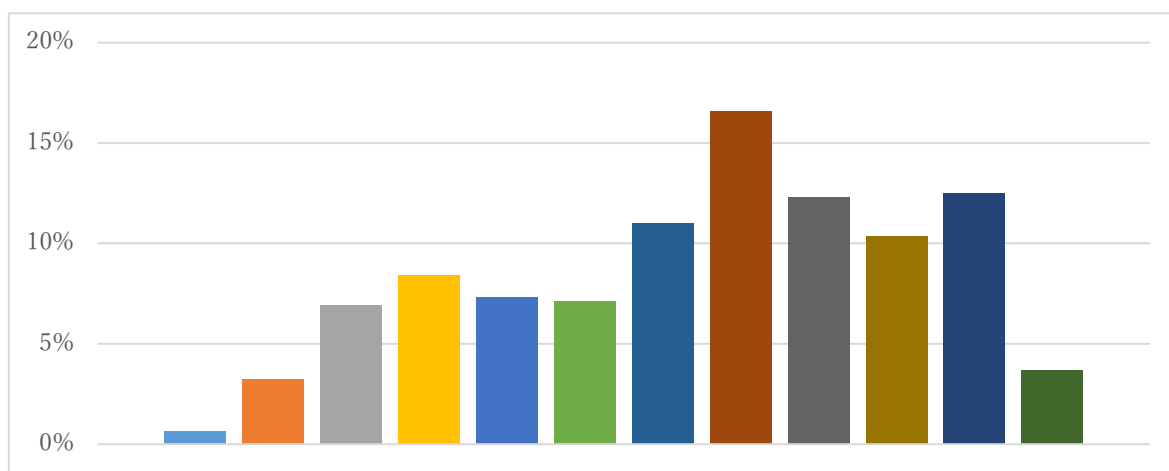
(1) 職員数

平成30年4月1日現在の臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員を除いた一般職に属する職員の数は、464人です。平成30年4月1日から水道事業を開始したことに伴い、平成29年11月1日現在（企業団設立時）の職員数27人から大きく増加しています。

(2) 構成団体ごとの職員数（平成30年4月1日現在 単位：人）

構成団体名	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	香川県	計
職員数	184	32	29	11	19	13	11	14	9	10	7	5	8	6	8	6	92	464

(3) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
未	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	以
満	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	上
	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	

(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3	15	32	39	34	33	51	77	57	48	58	17	464

II 職員の人事評価に関すること

香川県広域水道企業団の職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、職員の人事評価については、それぞれの派遣元団体の規程に基づき、派遣元が実施しております。

III 職員の給与に関すること

1 一般職

香川県広域水道企業団の職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており。職員の給与については、それぞれの派遣元の規程に基づいて支給されています。

(1) 水道事業会計決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成 30年度	20,171,505 千円	2,446,460 千円	3,055,449 千円	15.1 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費658,100千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	躰・働挡	計 B	
平成 30年度	455 人	1,741,324 千円	393,677 千円	755,349 千円	2,890,350 千円	6,352 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

(2) 工業用水道事業会計決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成 30年度	611,931 千円	161,596 千円	60,568 千円	9.9 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費7,275千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	躰・働挡	計 B	
平成 30年度	9 人	31,963 千円	5,106 千円	14,887 千円	51,956 千円	5,773 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

(3) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

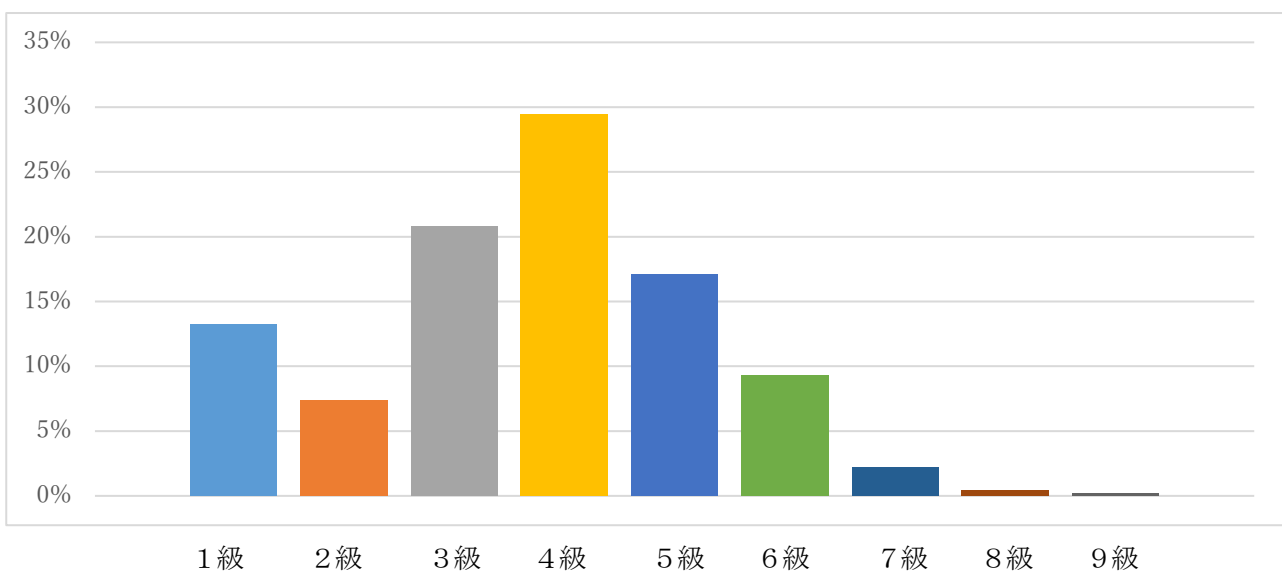
(平均年齢は平成30年4月1日時点、金額は決算額ベース)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.9歳	340,494 円	528,431 円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)



区 分	職員数	構成比
1 級	61 人	13.2 %
2 級	34 人	7.4 %
3 級	96 人	20.8 %
4 級	136 人	29.4 %
5 級	79 人	17.1 %
6 級	43 人	9.3 %
7 級	10 人	2.2 %
8 級	2 人	0.4 %
9 級	1 人	0.2 %
計	462 人	100 %

(注) 各構成団体の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(5) 職員の手当の状況

手当名	支給実績 (平成30年度決算)
管理職手当	47,625 千円
扶養手当	57,803 千円
地域手当	64,783 千円
住居手当	25,928 千円
通勤手当	36,366 千円
特殊勤務手当	4,481 千円
単身赴任手当	744 千円
時間外勤務手当	121,869 千円
休日勤務手当	3,711 千円
夜間手当	6,761 千円
宿日直手当	7,086 千円
管理職特別勤務手当	2,067 千円
期末手当及び勤勉手当	770,236 千円
退職手当	184,009 千円

2 特別職 (平成30年4月1日現在)

区 分	給料額等
給 料	企業長 年額 50,000 円
	副企業長 年額 30,000 円
	※副企業長 月額 650,000 円

報酬	議長	年額 30,000 円
	副議長	年額 20,000 円
	議員	年額 20,000 円
	監査委員	月額 100,000 円
期末手当	※副企業長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分

(注) ※の副企業長は、企業長が指定する副企業長であり、構成団体の首長等と兼務していない。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事

1 勤務時間（平成30年4月1日時点）

(1) 通常勤務

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間	60分（正午～午後1時）
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

(2) 交代制勤務

勤務場所	区分	勤務時間の割振り	休憩時間	摘要
御殿浄水場、浅野浄水場、	日勤1	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く。)	正午から午後1時まで	
	日勤2		午後1時から午後2時まで	
	日勤3		正午から午後1時まで	普通日勤
	夜勤1	午後5時から翌日の午前9時まで (休憩時間を除く。)	翌日の午前0時から午前1時まで	
	夜勤2		翌日の午前1時から午前2時まで	
綾川浄水場	日勤1	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く。)	午前11時30分から午後0時30分まで	
	日勤2		午後0時30分から午後1時30分まで	
	日勤3		正午から午後1時まで	普通日勤
	夜勤1	午後4時から翌日の午前9時30分まで (休憩時間を除く。)	午後7時から午後7時15分まで、翌日の午前0時から午前1時まで及び翌日の午前6時30分から午前7時15分まで	
	夜勤2		午後7時15分から午後7時30分まで、翌日の午前1時から午前2時まで及び翌日の午前7時15分から午前8時まで	

2 その他の勤務条件

香川県広域水道企業団の職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、職員の休暇等については、それぞれの派遣元の規程に基づき運用しています。

V 職員の休業に関する事

香川県広域水道企業団の職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、職員の休業については、それぞれ

の派遣元の規程に基づき、派遣元が実施しています。

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

香川県広域水道企業団の職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、職員の分限及び懲戒処分については、それぞれの派遣元の規程に基づき、派遣元が実施しています。

VII 職員の服務に関すること

香川県広域水道企業団の職員には、香川県広域水道企業団の服務に関する規程が適用され、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています。ただし、職務の公正を害する恐れがないなど一定の基準を満たす場合に、例外的に企業長の許可を得て、限定的に営利企業等に従事することができ、平成30年度の許可件数は7件です。

VIII 職員の退職管理に関すること

香川県広域水道企業団の職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、職員の退職管理については、それぞれの派遣元の規程に基づき、派遣元が実施しています。

IX 職員の研修に関すること

香川県広域水道企業団の職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、職員の研修については、それぞれの派遣元の規程に基づき、派遣元が実施しています。

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

香川県広域水道企業団の職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17の規定により、企業団の構成団体である香川県内の地方公共団体から派遣されており、職員の福祉については、それぞれの派遣元の規程に基づき、派遣元が実施しています。